## ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内製造業者の販路拡大を促進するため、県内の中小企業者のうち製造業者がアジア地域を中心に海外で開催される工業製品関連の商談会等へ参加する経費について、福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

- 第2条 この要綱において掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。
  - 一 中小企業者とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
  - 二 商談会等とは、複数の出展者が参加し、販路拡大を目的として行われる商談会や展示会等 の催事をいう。ただし、一般消費者への販売を目的に開催されるものを除く。

(補助対象者)

- 第3条 補助金交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - 一 総務省が定める日本標準産業分類(平成26年4月1日施行)の大分類における製造業を営む者。ただし、中分類における食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業を除く
  - 二 県内に本社又は工場等を有する者
  - 三 商談会等において、自社製品・技術の提案が可能であると認められる者

(補助の対象)

- 第4条 補助の対象となる商談会等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
  - ー 申請年度における商談会等で、補助対象者以外の者が開催するものであること
  - 二 常設の商談会等でないこと
  - 三 補助対象者が本要綱と同様の趣旨で交付される国、県その他公共団体の補助金等による支援を受けて出展する商談会等でないこと

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次の各号に定める経費とし、消費

税及び地方消費税を除いた金額とする。

- 一 出展料(小間代、又は小間代を含む基本装飾パッケージ料金)
- 二 通訳雇用費
- 三 出品物の輸送費(販売商品は対象外)
- 四 航空券代
- 五 宿泊料

### (補助額等)

- 第6条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内と し、50万円(1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)を限度とする。
- 2 補助対象者が補助金の交付を受けることができるのは、同一年度において1回限りとする。

## (申請書の様式等)

- 第7条 規則第4条第1項の申請書は、ものづくり企業海外展開支援事業補助金交付申請書(第1号様式)によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。
- 2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。
  - 一 商談会等の内容を定めた資料
  - 二 納税証明書(県税に未納がないことを証明するもの)
  - 三 商業登記簿謄本、定款
  - 四 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書
- 3 福島県暴力団排除条例(平成23年福島県条例第51号)に規定する暴力団又は暴力団員等 に該当する者が役員に含まれている者は、交付申請をすることができない。
- 4 福島県知事(以下「知事」という。)は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項 について、警察本部長あて照会することができる。

## (消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第8条 前条第1項の申請をしようとする者(以下、「申請者」という。)は、規則第4条の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当当額のうち、消費税法及び地方税法の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 申請者は、規則第14条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び 地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額 して報告しなければならない。

## (補助金の交付の決定)

- 第9条 知事は、第7条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その内容を調査し、補助金交付の可否を決定し、すみやかにものづくり企業海外展開支援事業補助金交付決定(不交付)通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の 申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をするものとする。

## (申請の取下げ)

- 第10条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日までに、申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、 なかったものとみなす。

## (補助事業の内容及び経費の配分の変更)

- 第11条 第9条の通知を受けた申請者(以下、「補助事業者」という。)は、事業計画を変更しようとするとき又は中止並びに廃止しようとするときは、あらかじめものづくり企業海外展開支援事業補助金変更(中止・廃止)申請書(第3号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で知事が認めるものについてはこの限りではない。
- 2 前項の軽微な変更で知事が認めるものとは、補助対象経費の20%以内の減少であって、事業計画に大幅な変更がないものをいう。

## (変更交付決定)

第12条 知事は、前条に規定する変更申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更 交付の可否を決定し、ものづくり企業海外展開支援事業補助金変更交付決定通知書(第4号様 式)により申請者に通知するものとする。 (状況報告)

- 第13条 知事は、規則第11条の規定により、補助金に係る予算の執行の適性を期するため必要があるときは、補助事業の進捗状況について補助事業者に報告を求め、又は現地調査を行うことができる。
  - 2 知事は、補助事業者が補助を受けた後において、補助事業者の海外販路拡大に関する状況を調査することができる。

### (実績報告)

- 第14条 補助事業者は、補助の対象となる商談会等が終了したときは、商談会等が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までにものづくり企業海外展開支援事業補助金実績報告書(第5号様式)に、次の各号の書類を添えて知事に提出しなければならない。
  - 一 収支決算書(第6号様式)
  - 二 領収書の写し等補助対象経費を証する書類
  - 三 出展の様子が分かる写真

#### (補助金の額の確定)

- 第15条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ものづくり企業海外展開支援事業補助金額確定通知書(第7号様式)により補助対象者に通知するものとする。
- 2 前項の通知は、第9条若しくは第11条で通知している交付決定額と確定額とが同一である場合においては、省略できるものとする。

## (補助金の支払い)

- 第16条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定したのち、支払うものとする。
- 2 補助対象者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、ものづくり企業 海外展開支援事業補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

## (交付決定の取消し等)

第17条 知事は、第11条による承認をしたときは、第9条による補助金の交付の決定の全部 若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- 2 知事は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に 違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
- 3 知事は、第1項又は第2項の取消しの決定を行った場合には、その旨をものづくり企業海外 展開支援事業補助金交付決定取消通知書(第9号様式)により補助対象者に通知するものとす る。
- 4 第2項の規定は、第15条の規定による補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

## (補助金等の返還)

第18条 知事は、前条第2項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、 補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を 定めて、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

#### (加算金及び延滞金)

第19条 補助事業者は、第17条第2項による取消しに関し、補助金等の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

## (会計帳簿等の整備等)

- 第20条 補助事業者は、補助金の交付対象となった事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、知事の要求があったときはいつでも閲覧に供せるよう、補助事業の完了した 日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の要求を求められた場合には、速やかにその要求に応じなければならない。

#### (成果の公表)

第21条 知事は、補助金の交付を受けて実施した補助事業の内容について、企業名・住所・補助金額・成果等をホームページ等により公表することができる。

## (補則)

第22条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

# 附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

# 附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。